

習志野市小規模保育事業所 設置運営事業者募集要項【再公募】

【目次】

1. 趣旨	・ ・ ・	P 1
2. 整備地区及び定員等	・ ・ ・	P 1
3. 応募資格	・ ・ ・	P 1, 2
4. 施設整備に関する条件	・ ・ ・	P 3, 4
5. 設置運営に関する条件	・ ・ ・	P 4~7
6. 施設整備に関する補助	・ ・ ・	P 7
7. 給付費等	・ ・ ・	P 7
8. 研修等について	・ ・ ・	P 7
9. 応募手続き	・ ・ ・	P 8
10. 選考方法	・ ・ ・	P 9
11. スケジュール	・ ・ ・	P 9
12. その他留意事項	・ ・ ・	P 10
13. 担当・問合せ	・ ・ ・	P 11

別紙1 質問書

別紙2 応募書類一覧

様式1~10

【資料】

- 資料 1：習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 資料 2：習志野市小規模保育事業実施要領
- 資料 3：習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金交付要綱
- 資料 4：習志野市小規模保育事業運営費補助金交付要綱
- 資料 5：習志野市延長保育等事業費補助金交付要綱

令和元年10月

習志野市こども部こども政策課

1. 趣旨

習志野市では、増加する待機児童の早期解消と多様化する保育需要に対し柔軟な保育サービスの向上を図るため、保育所等の整備を進めている。待機児童の大部分を占めているのが1歳児であり、低年齢児に対する保育需要が高い状況である。

このことから、0歳児から2歳児を対象とする、定員19人以下の小規模保育事業所A型又はB型を実施する法人（以下、「事業実施者」）を本要項にて募集する。

応募にあたっては、本要項（添付資料含む）に記載した諸条件のほか、国の関係法令、通知等を遵守すること。

2. 整備地区及び定員等

整備を募集する地区は、第五中学校区及びその周辺地域とする。

整備地区	第五中学校区及びその周辺地域 (津田沼、藤崎1～5・7丁目、鷺沼台1～3丁目、鷺沼1～4丁目 谷津1・2・5～7丁目、谷津町、奏の杜、袖ヶ浦1・3・4丁目)
定員	19名以内（うち、2歳児7名以内）
箇所数	1箇所
開設時期	【一次受付期間に応募のあった事業者】令和2年4月1日 【二次受付期間に応募のあった事業者】令和2年5月1日
種類	小規模保育事業所A型又はB型
卒園後(3歳児)の進級先	市が指定する施設

※1歳児の定員について、極力多く確保すること

【参考】19名定員とした場合の望ましい定員数

0歳児	5名
1歳児	7名
2歳児	7名
合計	19名

3. 応募資格

応募できる事業者は、次の（1）から（10）に該当する者とする。

- (1) 次のいずれかの要件を満たす法人であること。
 - ① 認可保育所・認可幼稚園・認定こども園を運営している法人
 - ② すでに認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業を実施している法人
 - ③ 習志野市民間保育施設入所児童助成金の対象となっている民間保育施設を運営している法人
 - ④ 上記①、②に掲げるほか、公的補助金等を活用し民間保育施設等を運営しているなど保育事業運営の実績がある法人
- (2) 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げる基準にいずれも該当しないこと。
- (3) 行政所管庁が実施した直近の法人、施設指導監査及び立入調査において、所管行政庁に対し報告を要する指摘事項がないこと、若しくは、所管行政庁に対し報告を要する指導事項に対し適切な対応がされていること。
- (4) 小規模保育事業所の土地又は建物を貸与により借用する場合は、安定的に賃借料を支払い得る財源として、1 年間の賃借料に相当する資金を、換金性の高い形態（普通預金定期預金等）により有していること。
- (5) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備費及び賃借料とは別に年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を換金性の高い形態（普通預金・定期預金等）により有していること。
- (6) 民事再生法に基づく、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 破産法に規定する破産手続開始の申立てを行っていない、または破産手続開始決定を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が、同法第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員又は習志野市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等でないこと。
- (9) 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者については、以下の要件すべてに該当すること。
 - ① 直近の会計年度において、小規模保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。
 - ② 小規模保育事業所の土地又は建物について、貸与を受ける場合は、以下の要件すべてに該当すること。
 - ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、建物の賃貸借期間が賃貸

借契約において 10 年以上とされている場合、又は、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られていると判断できる場合には、登記を行わないこともできる。

イ 賃借料及びその財源を収支予算書に適正に計上していること。

③ 小規模保育事業の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が以下の要件すべてに該当すること。

ア 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

イ 役員が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

ウ イに該当する者を除くほか、役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

(10) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市税を滞納していないこと。

4. 施設整備に関する条件

以下は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、習志野市小規模保育事業実施要領に規定する基準等に基づき、以下の諸条件を付す。

(1) 建物

- ① 事業実施者が所有又は賃借する建物であること。
- ② 既存建物を活用する場合、開設する予定の建物が建築基準法上の検査済証の交付を受けていること。（検査済証が交付されていない場合は、遵法性調査の結果遵法性が確認できること。）
- ③ 施設の延床面積が 100 ㎡を超える場合は、建築基準法で定める保育の用途に変更手続きを行い、建築確認済証の交付を受けること。
- ④ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）基準を満たし、耐震上問題がないこと。

(2) 保育室等

設 備	基準等
乳児室又は ほふく室	0歳児～1歳児一人当たり 3.3㎡ ※有効内法面積
保育室又は 遊戯室	2歳児一人当たり 1.98㎡ ※有効内法面積
屋外遊戯場	2歳以上児一人当たり 3.3㎡ ※ 同一敷地内に設けることが困難な場合は、安全が確保されており、日常的に幼児が使用できる移動距離の公園等を代替地とすることができる。
調 理 設 備	保育室等、便所等と区画し、衛生的な設備を設けること。 ※ 搬入施設から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を備えること。
便 所	調理設備及び保育室等と区画した衛生的な乳幼児及び職員用の便所を設けること。
非常災害設備	消防署等の指導に従い、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を備えること。
医 務 室	必置 ※ やむを得ず事務室の一部を医務室とする場合は、カーテン等で仕切り、乳幼児が静養できるスペースを確保すること。
採 光 等	乳幼児の保健衛生上必要な採光及び換気の設備を備えること。
そ の 他	・ 事務室 ・ 沐浴設備 ・ 保育用具等

※原則、保育室等（乳児室・保育室等）が、1階に設置されていること。

やむを得ず2階以上に設ける場合は、設備・運営基準等の規定を遵守すること。

(3) 施設整備に係る留意点

- ① 保育環境に影響を及ぼす恐れのないような事業所の立地とするよう、配慮するよう努めること。
- ② 日照や通行など周辺地域環境及び周辺の環境にあった外観及び整備に配慮するよう努めること。
- ③ 保護者の送迎時、近隣住民の交通の妨げにならないよう十分配慮するよう努めること。
- ④ 近隣住民に対して、円滑な施設の整備、運営に向けた調整を行うこと。
- ⑤ 地球温暖化防止のための省エネルギー、緑化の推進等について積極的に取り組むよう努めること。
- ⑥ 空調、給湯、調理設備等の熱源として、市営ガスを用いるよう努めること。
- ⑦ 施設整備にあたっては、市内業者を活用するよう努めること。なお、工事請負・備品等の入札・契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、補助金内示後習志野市の規則等に準拠して行うこと。

5. 設置運営に関する条件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、習志野市小規模保育事業実施要領に規定する基準等に基づき、設置及び運営にあたり以下の諸条件を付す。

(1) 保育指針

保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に準拠するとともに、習志野市就学前保育一元カリキュラムを参考に、小規模保育事業の特性に留意して保育を行うこと。

(2) 対象児童

保育の必要性の認定を受けた原則 3 歳未満児（0 歳児学級～2 歳児学級まで）

※ 3 歳に到達後、近隣の保育所等にて 3 歳児学級に受け入れできない場合は、継続して 3 歳以上児も通所する場合がある。

(3) 開設時間及び保育時間

① 開園時間 午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間

② 保育時間

【保育短時間認定】午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分の 8 時間

【保育標準時間認定】午前 7 時から午後 6 時の 11 時間

※ 延長保育の実施により、午後 7 時以降も開園するよう努め、午後 7 時以降から延長保育料を徴収すること。

(4) 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を原則とする。

(5) 給食

原則、事業所内で調理した給食を提供すること。ただし、連携施設又は搬入施設※からの提供も可能である。

※ 搬入施設とは、当該小規模保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等のことをいう。

(6) 職員の配置

① 保育に従事する職員

	小規模保育事業 A 型	小規模保育事業 B 型
資格	全員保育士	保育士（1/2 以上） 保育従事者 （子育て支援員研修を修了した者※）
配置基準	0 歳児 3 : 1 1~2 歳児 6 : 1 ・年齢ごとに算出した数の合計数に 1 を加えた数以上とすること。 ・保健師又は看護師、准看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。	

※令和元年度中に千葉県等が実施している子育て支援員研修を受講できなかった場合は、令和 2 年度中に必ず受講する者とし、子育て経験もしくは、保育所等での勤務経験がある者とする。

② 施設長

以下の要件を全て満たす施設長を配置すること。

- ア 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、保育士の資格を有し、直接乳幼児の保育に従事することができる者。
- イ 事業所の運営管理の業務に専従できる者。
- ウ 児童福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者。

③ その他職員

- ア 嘱託医（小児科医又は内科医及び歯科医）
- イ 調理員

※ 調理員については、連携施設又は搬入施設から食事を提供する場合、又は調理業務の全部を委託する場合は不要とする。

※調理員が休暇等で不在の場合は、研修等を受けている特定の代替者を配置すること。

(7) 連携施設

以下の連携協力内容について、連携施設と締結するものとする。

① 卒園後の受け皿の確保

事業者決定後に市が、卒園後の受け皿の確保として指定した施設と協定を締結すること。

② 乳幼児の保育に関する相談、指導等の支援

質の高い保育を確保するため、市が事業者決定後に指定した市立施設と連携協力を締結すること。

(8) 苦情処理体制の整備

苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置し、苦情処理の体制を整備すること。

(9) 保育の質の向上

本市が実施又は案内する研修会等へ積極的に参加すること。また、独自に職員研修を計画的に実施し、保育の質を向上させる取り組みを行うこと。

(10) 衛生管理

- ① 感染症やそれを予防する衛生管理マニュアルの作成と、衛生的な環境を整備すること。
- ② 乳幼児の使用する設備、遊具、食器又は飲用に供する水等について、安全・衛生的な管理を行うこと。
- ③ 調理については、大量調理施設衛生管理マニュアルに準ずること。

(11) 入所児童及び職員の健康管理

- ① 入所児童は以下のとおり健康診断及び身体測定を実施すること。
 - ア 健康診断
 - 内科…乳児年 3 回程度、幼児年 2 回程度
 - 歯科…年 2 回程度
 - イ 身体測定 月 1 回以上
- ② 職員は、採用時及び年 1 回の健康診断を行うこと。
- ③ 食事を調理する者及び保育に従事する者は、おおむね月 1 回以上、腸内細菌検査（腸管出血性大腸菌検査を含める）を行うこと。

(12) 災害・事故等への対策

- ① 「保育所等におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づくアレルギー疾患への対応と、実施体制を整備すること。
- ② 入所児童の安全確保のため必要な設備や体制を整備すること。
- ③ 侵入者等に備えた、警察等関係機関への通報訓練を実施すること
- ④ 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成すること。
- ⑤ 消防法に規定する防火管理者を設置すること。
- ⑥ 防火管理者による防火及び避難に係る計画の作成と月 1 回以上の訓練を実施すること。
- ⑦ 地震、水害等を想定した対応マニュアルの作成と、必要な訓練を実施すること。
- ⑧ 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入すること。

(13) 保護者との連携

- ① 安全な施設を運営していくために、保護者への情報提供と連絡・連携に努め、その体制を整備すること。
- ② 社会福祉法人等以外の者については、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（小規模保育事業所の運営に関し、当該設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
- ③ 紙おむつの自園処理など保護者の負担軽減に努めること。

(14) 利用者負担額等

保育料については、「習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する規則」に基づき、市が決定した金額を事業者が徴収すること。なお、その他、保護者へ費用負担を求める場合は、保護者に過度な負担とならないよう市と事前に協議すること。

6. 施設整備に関する補助

賃貸物件等（自己所有の物件を含む）を改修して整備する場合に限り、厚生労働省所管の「保育対策総合支援事業費補助金」における「保育所等改修費等支援事業（小規模保育改修費等）」に基づき、習志野市民間認可保育所等施設整備費等補助金を活用する。

※本事業は、設置年度の国庫支出金を活用して整備するものであるため、国の制度改正等に伴い、補助内容が変更となる場合があることから、市と十分協議するものとする。

【基準額】 1事業所当たり 35,000千円（上限）

【負担割合】 国・市 3/4 設置主体 1/4

7. 給付費等

(1) 給付費

国の示す公定価格に基づく。（地域区分 15/100）

※ 給付費の額は、公定価格から利用者負担額を差し引いた額となる。

(2) その他運営費に係る助成

次の要綱に基づく補助を予定している。

- ・ 習志野市小規模保育事業運営費補助金交付要綱
- ・ 習志野市延長保育等事業費補助金交付要綱

8. 研修等について

(1) 保育従事者について

小規模保育事業 B 型に従事する保育従事者については、市が指定する千葉県等が主催する子育て支援員研修を修了した者とする。また、令和元年度中に行われる子育て支援員研修を受講できなかった者は、令和 2 年度中に必ず受講すること。

(2) 施設長及び調理員について

公募選定後、事業実施前に施設長及び調理に携わる予定の者は、安全管理・衛生管理等について研修を受講すること。

9. 応募手続き

(1) 募集要項等の配布

① 期間

令和元年10月23日（水）から令和元年11月19日（火）まで
※土、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 場所

習志野市こども部こども政策課（習志野市役所2階）
募集要項等は、本市ホームページからもダウンロードできる。

(2) 質問の受付、回答

募集要項等に関する質問は下記のとおり受け付ける。

質問は、「質問書（別紙1）」に内容を簡潔にまとめて記載のうえ、ファクシミリまたは電子メールにより提出すること。提出後は、電話にて着信の確認をすること。

① 受付期間

令和元年10月23日（水）から令和元年10月29日（火）まで

② 回答方法

質問受け付け後、随時本市ホームページに公開する。

(2) 応募書類の受付

応募者は、「応募書類一覧（別紙2）」に記載した書類を以下のとおり提出すること。

① 受付期間

【一次受付期間】

令和元年10月23日（水）から令和元年11月5日（火）まで
土、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

【二次受付期間】

令和元年11月6日（水）から令和元年11月19日（火）まで
土、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※一次受付期間に応募のあった事業者が選定された場合、二次受付期間に応募のあった事業者は選定しないこととする。

② 提出方法

習志野市こども部こども政策課（習志野市役所2階）へ持参、郵送（書留又は簡易書留）または宅配すること。なお、郵送又は宅配の場合の送料は、自己負担とする。

③ 提出部数

11部（正本1部、副本10部）※副本はコピー可

④ その他

応募書類は、A4版2穴リングファイルに応募書類一覧の順に編冊し、区分ごとにインデックスを付すこと。また、ファイルの表紙及び背表紙には、タイトルを「小規模保育事業設置運営事業者応募書類」とし、事業者名称及び正本副本の別を表示すること。

【表示例】

小規模保育事業所設置運営事業者応募書類 応募書類（正本） 社会福祉法人 ○○会
--

10. 選考方法

応募者については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき設置運営事業者を決定する。なお、応募者がいない場合または審査の結果により全ての応募者が設置運営事業者として適当でないと判断した場合は、設置運営事業者の決定を行わない場合がある。

(1) 審査方法

以下の内容について、「小規模保育事業所設置運営事業者公募選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）による審査を行い、別に定める審査基準から総合的に判断し、選考委員会における選考結果の報告を受け、市長が設置運営事業者を決定する。

① 応募資格、施設整備条件等の審査

応募者が応募資格及び施設整備条件等を満たしているか、提出された応募書類等により審査し、応募資格等を満たしていない場合は、失格とする。

② 提案内容の審査

応募書類の提案内容等に関する書類及び現地調査（ヒアリング）の内容を総合的に判断し、選考委員会が審査項目について、別途定める評価基準に従って採点を行う。

(2) 審査結果

設置運営事業者の選考結果は、一次受付期間に応募の事業者は令和元年11月中旬頃、二次受付期間に応募の事業者は令和元年11月末頃に郵送により文書で通知するほか、選定事業者について市ホームページで公表する。

市ホームページにおいては、選定事業者名、代表者職氏名、整備予定地、定員、応募法人数を公表する。ただし、審査結果についての開示要請があった場合、応募者全ての事業者名、評価結果を公表する場合がある。

(3) その他

応募者は選考委員会委員と当該案件の審査の公平性、公正性を害する接触を行ってはならない。不適切な接触の事実が認められた場合には、失格することがある。

11. スケジュール

【一次受付、二次受付共通】

日程	スケジュール
令和元年 10 月 23 日（水）～11 月 19 日（火）	募集要項配布
令和元年 10 月 23 日（水）～10 月 29 日（火）	質問受付期間

【一次受付】

日程	スケジュール
令和元年 10 月 23 日（水）～11 月 5 日（火）	一次受付期間
令和元年 11 月上旬～11 月中旬	書類審査・現地調査・財務状況分析
令和元年 11 月中旬頃	法人決定・通知・ホームページ公表
令和元年 11 月下旬	設計内容決定 （その後工事業者一般競争入札）
令和元年 12 月下旬～令和 2 年 3 月上旬	認可申請書類提出
令和 2 年 1 月上旬～3 月中旬	工事期間
令和 2 年 3 月下旬	認可
令和 2 年 4 月 1 日（水）	小規模保育事業所開設

【二次受付】

日程	スケジュール
令和元年 11 月 6 日（水）～11 月 19 日（火）	二次受付期間
令和元年 11 月中旬～11 月下旬	書類審査・現地調査・財務状況分析
令和元年 11 月下旬頃	法人決定・通知・ホームページ公表
令和元年 12 月上旬	設計内容決定 （その後工事業者一般競争入札）
令和 2 年 1 月上旬～令和 2 年 3 月下旬	認可申請書類提出
令和 2 年 1 月下旬～3 月下旬	工事期間
令和 2 年 4 月中旬	認可
令和 2 年 5 月 1 日（金）	小規模保育事業所開設

※スケジュールについては、あくまでも予定であり、応募事業者数及び整備案件の内容等によって、変更が生じる可能性がある。

12. その他留意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募書類の変更の禁止

受付期間終了後の応募書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

(3) 追加資料の提出等

審査にあたって確認が必要となった場合、追加資料の提出を求める又は聞き取り、調査等を実施する場合がある。

(4) 提出書類の取扱い

応募書類及び追加資料等の提出書類は返却しない。また、習志野市情報公開条例に基づき、習志野市として第三者に公開する場合もある。

(5) 第三者の権利等

応募書類の作成等にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、応募者の責任において処理すること。

(6) 失格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、失格とし審査の対象から除外する。

また、法人決定後に発覚した場合には、決定を取り消すことがある。この場合、既に要した費用等を本市は弁済しない。

- ① 提出書類に虚偽または不正があった場合
- ② 応募者及び応募者の関係者が、審査・選考等に対する不当な要求を行った場合
- ③ その他、不正な行為があった場合

(7) 計画の変更

設置運営事業者として決定された後の応募計画の変更は、原則として認めないが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合がある。

13. 担当・問合せ

(1) 担当課

習志野市こども部こども政策課（担当：三代川・高地）

(2) 所在

習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市役所2階

(3) 郵送先

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市こども政策課宛

(4) 電話番号

047-453-7397

(5) ファクシミリ番号

047-453-5512

(6) 電子メールアドレス

kodomokikaku@city.narashino.lg.jp